株式会社大垣共立銀行

## 「手形・小切手の最終振出期限の設定」および 「他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了」のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2021年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」に、「5年後の約束 手形の利用廃止」「小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、全国銀行協会は 「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを 目標とする自主行動計画を策定しました。

これを受けて、当社では「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた対応として、下記の対応を実施します。

今後もお客さまにご満足いただけるよう、サービスの向上に努めてまいりますので、 何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

## 1. 手形・小切手の最終振出期限の設定

最終振	長出期限	2026年9月30日(水)
	施内容	・手形・小切手の最終振出期限を2026年9月30日(水)と
<b>≠</b> ±		いたします。
夫肌		・最終振出期限を超過して振り出された手形・小切手は、当座勘定
		からのお支払いができません。

## 2. 他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了

受付終了日	2026年9月30日(水)
実施内容	<ul> <li>・2026年9月30日(水)をもって、当社以外の金融機関を 支払地とする手形・小切手の預金口座への入金を終了します。</li> <li>・入金先の口座は、当座預金の他、普通預金、定期預金等各種 預金を含みます。</li> </ul>

## 3. 手形・小切手機能の全面的な電子化について

手形・小切手の電子化は事務負担の軽減、印紙代等のコスト削減等の様々なメリットが あります。

当社では、手形・小切手に代わる決済方法としてインターネットバンキングによる お振込やでんさいサービスを用意しておりますので、お客さまにおかれましてもお早めに 電子的な決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

以上